運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
土地購入（国立新美術館）	4,590,000,000	—	4,590,000,000	—	
重要文化財映画フィルム収蔵庫増築等（東京国立近代美術館）	453,714,254	—	417,363,060	36,351,194	
昇降機設備等改修（京都国立近代美術館）	167,895,000	—	162,615,588	5,279,412	
冷温水配管等改修（東京国立近代美術館）	167,183,517	—	151,257,798	15,925,719	
電気設備等更新（京都国立近代美術館）	116,254,000	—	102,443,279	13,810,721	
エレベーター戸開走行保護装置設置（国立新美術館）	34,650,000	—	34,650,000	—	
屋上防水改修等（国立西洋美術館）	3,081,363	1,651,650	—	1,429,713	
計	5,532,778,134	1,651,650	5,458,329,725	72,796,759	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(1,920) 47,469	(2) 3	(—) 16,617	(—) 2
職員	(280,609) 792,892	(129) 110	(155) 11,732	(3) 3
合計	(282,529) 840,361	(131) 113	(155) 28,349	(3) 5

注1．常勤役員の報酬は俸給と諸手当からなり、俸給月額は理事長が984,000円で、理事が720,000円から984,000円までの範囲内で理事長が決定する額である。非常勤役員手当は月額80,000円である。常勤役員の退職手当は俸給月額を基準に業績評価、業務に対する貢献度等を勘案して決定される。

注2．常勤職員の給与は基本給と諸手当からなり、俸給については職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮され、給与法適用職員の例に準じて決定される。非常勤職員の給与は常勤職員の例に準じて決定される。

注3．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員数である。

注4．非常勤の役員又は職員は、上段括弧書外数で記載してある。

注5．常勤職員の給与は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）」に準じた抑制を行っている。

セグメント情報

自平成25年４月１日　至平成26年３月31日

（単位：円）

Ⅰ　事業費用、事業収益及び事業損益

	東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館	計	法人本部	法人合計
事業費用								
業務費								
収集保管事業費	227,859,785	55,301,992	68,062,191	47,152,145	—	398,376,113	—	398,376,113
展覧事業費	399,328,322	163,143,267	277,797,965	185,477,150	627,150,628	1,652,897,332	—	1,652,897,332